

岩手県告示第108号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成24年2月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 公共測量を実施する地域 下閉伊郡普代村第16地割地内から第3地割地内まで
- （2） 公共測量を実施する期間 平成24年1月27日から同年5月25日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量、水準点測量、現地測量及び路線測量）
- 2（1） 公共測量を実施する地域 九戸郡洋野町種市第42地割地内から久慈市侍浜町桑畑地内まで
- （2） 公共測量を実施する期間 平成24年1月28日から同年5月31日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量、水準点測量、現地測量及び路線測量）